

## 令和3年度山口県立田部高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでも全教職員の協働体制のもと、いじめの防止・根絶に向けた対策として、学校行事を重視した人間関係づくり等による未然防止、全校一斉面談週間や生活アンケート等による早期発見、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応を推進してきた。

しかし、近年、携帯電話やスマートフォン等によるコミュニケーションに係るトラブルが全国的に多発していることから、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識のもと、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に「重大事態への対応」の視点を加えることで、取組の更なる充実を図る必要がある。

さらに、地域との協働、いじめ対策委員会を中核とする組織的対応や外部専門家・関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」や「山口県いじめ防止基本方針」も参考にして「山口県立田部高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

### I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

#### 1 いじめとは

##### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をする。

「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談すべき事案や、生徒の生命・身体や財産に重大な被害が生じる危険性があり直ちに警察に通報すべき事案が含まれる。これらについては、いじめた生徒への教育的な配慮やいじめられた生徒の意向を配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

## 2 いじめの防止等に係る基本的考え方

### (1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(いじめ防止対策推進法 第4条)

いじめの根絶に向けて、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」との認識のもと、未然防止の観点から全校生徒を対象とした人権教育、道徳や情報モラル教育等を総合的かつ効果的に実施し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働のもと、豊かな人間性を育む教育活動を行う。

### (2) いじめの早期発見・早期対応

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

#### 【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

#### 【レベル2】 教育課題としてのいじめ

生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があるもの。

#### 【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について関係する全教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

好意からおこなった行為が意図せず相手を傷つけた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能。

ただし、これらの場合であっても、法が定めるいじめに該当するため、いじめ対策委員会への情報共有は行う。

教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒から相談を受けた場合、抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに、いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的対応につなげる必要がある。

特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条の「通報その他の適切な措置を取るものとする」という規定に違反し得る。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行う。また、解決後もきめ細かく継続した見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、いじめ対策委員会を中核とした全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

### (3) インターネット上のいじめ

一度ネット上に拡散したいじめに係る画像等の情報を消去することは極めて困難であり、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、またインターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること等を理解させるなど、情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

### (4) 指導上の配慮が必要な児童生徒

- ・ 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結構の保護者をもつなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な対応を行う。
- ・ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

### (5) 家庭や地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止める体制を構築するため、相談窓口の周知をはじめPTAや学校運営協議会委員等と積極的に協働を図る。

### (6) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係する生徒や保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所や県教委等と定期的に連絡・協議する機会を設けるよう努める。

### (7) いじめの解消の定義

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点(3か月を目安)において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために実施する事項

#### (1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、新たに「いじめ対策委員会」を置き、既存の「教育相談委員会」、「人権教育推進委員会」や「特別支援教育委員会」を実働的な組織として活用する。

#### ○ いじめ対策委員会

年間3回(7月、12月、2月)開催(教育相談委員会と兼ねることができる)、事案発生時の緊急開催等

##### ・ 構成(◎: 主管)

校長、◎教頭、生徒・保体課長、教育相談担当、各学年主任、養護教諭

※ 必要に応じ保護者代表、学校運営協議会委員、SC等と連携・協働

##### ・ 役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

#### ○ 教育相談委員会

年間2回開催、事案発生時の緊急開催等

##### ・ 構成(◎: 主管)

校長、教頭、生徒・保体課長、◎教育相談担当、各学年主任、養護教諭

※ 必要に応じSC、SSW等と連携・協働

##### ・ 役割

- ◇ 生徒に係る情報の収集や共有
- ◇ SC等との連携・協働

○ 人権教育推進委員会

年間2回開催

・ 構成 (◎：主管)

校長、事務長、教頭、生徒・保体課長、◎人権教育担当、各課・科代表、各学年代表

・ 役割

◇ 人権が尊重された学校づくりの推進

◇ LHR指導計画、学校行事、校内研修等の企画・実施

○ 特別支援教育委員会

年間1回開催（地域コーディネーターの巡回訪問にあわせて）

・ 構成 (◎：主管)

校長、教頭、生徒・保体課長、教育相談担当、各学年主任、◎養護教諭

※ 地域コーディネーターと連携・協働

・ 役割

◇ 特別な支援を要する生徒に係る情報の収集や共有

◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施

## (2) 「豊かな心を育む教育」の推進

- ・ 「心をひらく」視点で、全校一斉面談週間の設置やＳＣを講師とする校内研修の実施等により、生徒の心のサインを受け止める校内体制を強化する。
- ・ 「心を見がく」視点で、生徒会主体によるチャレンジ目標の設置等、生徒の規範意識を醸成する取組を充実させる。
- ・ 「心をつたえあう」視点で、異学年集団での体育大会練習やボランティア活動等の体験活動を重視し、豊かな人間性や社会性を育む教育活動を充実させる。

## (3) 学校評価について

- ・ 学校いじめ防止基本方針のいじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価項目に位置づけ、目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図る。

## 2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

### **未然防止**（いじめの予防）

#### (1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、ＳＣ等と連携しながら積極的に校内研修を実施する。
- ・ 開発的な援助を行う教育相談体制を一層充実させるとともに、１年生のオリエンテーション時に「心理テスト」を実施するなど生徒理解に努める。
- ・ 全校生徒対象の「生活アンケート」を定期的実施するとともに、「全校一斉面談週間」を定期考査前に設定することにより、生徒のささいな変化を見逃さない取組を強化する。
- ・ 中高連携による学校相互間の情報共有に努め、中高の切れ目のない支援体制を構築する。

#### (2) 教育活動全体を通じた取組

- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動をとおして学び合い、学習内容を深めていくことができる授業づくりに努める。
- ・ すべての教育活動をとおして道徳教育を行い、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長を促すよう努める。
- ・ 生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるようホームルーム活動、学校行事や生徒会活動等を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた生徒の主体的な取組を支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動等の体験活動に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- ・ 部活動においては、顧問教員等の指導のもと、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。

### (3) 家庭・地域との連携

- ・ いじめの解決には保護者との緊密な連携が必要であり、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ P T A、社会福祉協議会や青少年育成会議等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図る。

### **早期発見** (把握しにくいいじめの発見)

#### (1) 校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識のもと、保護者と緊密に連携しながら、担任・副担任を中心に全教職員できめ細かく生徒を見守る体制を整備する。
- ・ 開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくり等、様々な手段で生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める。

#### (2) 家庭・地域との連携

- ・ 保護者や地域からの情報もいじめ等の問題の解決に活かしていく姿勢を明確に示す。

### **早期対応** (現に起こっているいじめへの対応)

#### (1) 早期対応のための本校の体制

- ・ いじめを認知した場合は、担当教職員が一人で抱え込むことなく、いじめ対策委員会を中核として、速やかに情報の共有と事実関係の調査を行い、客観的な事実を基に保護者と緊密に連携し、全校体制で解決に向けて取り組む。

#### (2) いじめへの対応

- ・ いじめられている生徒を守り抜くとともに、いじている生徒に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- ・ いじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる生徒や、見て見ぬふりをする生徒に対しても、いじめを制止するか教職員に相談するよう指導する。
- ・ いじめられている生徒の心のケアやいじている生徒の内省を促す支援等、必要に応じて S C、S S W や外部専門機関との連携を図る。
- ・ インターネットや携帯電話を介したいじめに対しては、いじめを受けた生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど記録を取る。
- ・ いじめられている生徒の保護者との面談を速やかに行い、教職員が保護者と連携していじめを解決していく。
- ・ いじている生徒の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識のもと、いじめの解消に取り組むことを伝えるとともに、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。

#### (3) 地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、教育的配慮を行いながら警察と連携した対応を図る。

### 3 重大事態への対応

#### 重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
  - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）（いじめ防止対策推進法 第28条）
- ※ 生徒やその保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

いじめ対策委員会は、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを判断するとともに速やかに県教委に報告し、指導助言を得ながら前掲「早期対応」と同様、いじめられている生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

必要に応じて、外部専門家等とも連携して、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置する。

また、県教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う。

### III 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭や地域との緊密な連携が重要であり、学校を家庭や地域に開かれたものにしていくため、PTA専門部の「生活指導委員会」を活用するとともに、青少年育成会議等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進や連携の強化等に努める。

また、生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、SCやSSW等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

#### (1) 本校の相談窓口

山口県立田部高等学校	代 表	083-287-1212
------------	-----	--------------

#### (2) 関係機関等の相談窓口

○ こどもの人権110番（山口地方法務局）	0120-007-110
○ ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部）	0120-49-5150
○ 少年サポートセンター西部	0120-62-5150
○ 下関市いじめテレホン相談	083-223-7830
○ サイバー犯罪対策室（山口県警本部）	083-922-8983
○ 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課）	083-933-4531
○ 下関児童相談所	083-223-3191
○ いじめ110番（やまぐち総合教育支援センター）	083-987-1202
○ ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター）	083-987-1240
○ ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）	soudan@center.ysn21.jp



令和3年度山口県立田部高等学校いじめの防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4	全教職員共通理解	教育相談のオリエンテーション 「心理テスト」(以上1学年)	HP更新 今年度学校いじめ防止基本方針の通知 生徒課だより(随時)	中高連絡協議会(前年度3月から) 担当者確認(警察等関係機関) 合同校外巡視
5	教育相談委員会①	全校一斉面談週間①(全学年) 生徒総会(全学年) 家庭クラブ総会(全学年) 進路ガイダンス(全学年)	PTA理事会 PTA総会 生徒課だより(随時)	菊川町PTA理事会 同窓会役員会 学校運営協議会 生徒指導連絡協議会 豊田幹部交番連絡協議会 合同校外巡視
6		文化祭(全学年)	生徒課だより(随時)	同窓会役員会 菊川町PTA球技大会 生徒指導連絡協議会 合同校外巡視
7	生活アンケート① いじめ対策委員会①	全校一斉面談週間②(全学年) 生徒会役員選挙(全学年) 体育大会練習(全学年) 避難訓練(全学年) インターンシップ(2学年) ボランティア活動(希望者)	授業アンケート①(全学年) 保護者会(全学年) 生徒課だより(随時)	合同校外巡視 菊川町PTA理事会 夏祭り校外補導 生徒指導連絡協議会 豊田幹部交番連絡協議会 長府署連絡協議会
8	特別支援教育委員会	インターンシップ(2学年) ボランティア活動(希望者)		学校運営協議会 合同校外巡視
9		交通安全キャンペーン (家庭クラブ・生徒会) 薬物乱用防止教室(全学年)	生徒課だより(随時)	合同校外巡視 生徒指導連絡協議会
10	教職員研修(教育相談)	全校一斉面談週間③(全学年) 人権教育LHR(全学年) 体育大会練習(全学年)	いじめ防止・根絶キャンペーン 生徒課だより(随時)	菊川町PTA研修視察 合同校外巡視 交通安全教室 生徒指導連絡協議会
11		キャリア講演会(全学年) 体育大会(全学年) 授業公開(全学年) 上級学校職場見学(全学年)	PTA役員会 保護者会(1・2年) 生徒課だより(随時)	生徒指導連絡協議会 合同校外巡視
12	生活アンケート② いじめ対策委員会②	クラスマッチ(全学年) 避難訓練(全学年) 全校一斉面談週間④(全学年)	授業アンケート②(全学年) 学校アンケート(全学年) 保護者会(3年) 生徒課だより(随時)	合同校外巡視 生徒指導連絡協議会 豊田幹部交番連絡協議会 長府署連絡協議会
1		修学旅行(2学年)	生徒課だより(随時)	合同校外巡視 生徒指導連絡協議会
2	生活アンケート③ いじめ対策委員会③	全校一斉面談週間⑤(1・2年) 外部講師講義(LHR) 人権教育講演会(1・2年) 道徳教育LHR(1・2年)	PTA役員会 学校評価アンケート 生徒課だより(随時)	菊川町PTA理事会 学校関係者評価委員会 合同校外巡視 交通安全教室 生徒指導連絡協議会 豊田幹部交番連絡協議会 長府署連絡協議会
3	教育相談委員会② 教職員研修(人権教育)	ケータイ安全教室(1・2年) 町内クリーン作戦(1・2年) 進路ガイダンス(1・2年)	生徒課だより(随時)	合同校外巡視